

2 5類変更後の基本的な感染対策のポイントについて

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の基本的な感染対策の考え方について」(令和5年3月31日事務連絡)を要約

国の方針どおり、**県民や事業者は**、以下の考え方を踏まえ、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮して、**感染対策の実施を自主的に判断。**

基本的な感染対策	今後の考え方
マスクの着用	<p>○ 個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。 一定の場合*にはマスク着用を推奨。(令和5年3月13日変更)</p> <p>*…受診時や医療機関・高齢者施設等への訪問時、通勤ラッシュ等混雑した電車やバスに乗車する時</p>
手洗い等の手指衛生	<p>○ 新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効。</p>
換気	<p>○ 流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）。</p>

【参考】感染拡大時等の取扱い

- ・県民・事業者は、感染が急拡大している時期や、医療機関・高齢者施設など重症化リスクの高い方が多い場面など、時期や場面によっては、これまでの取組みを参考に感染対策を強化していくことが考えられる。
- ・国・県は、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。